

富障福 第 678 号
令和 3 年 1 月 8 日

障がい福祉サービス事業所 様

富田林市福祉事務所長

「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について(第7報)」について

平素は、本市福祉行政の推進に格別の配慮とご協力を賜りありがとうございます。

さて、令和 3 年 1 月 7 日付で厚生労働省より標記の事務連絡が発出されたことに伴い、下記とお知らせいたします。

記

- 標記事務連絡中、(1)については「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について(第6報)」に基づくとされており、在宅でのサービス利用を希望する者であって、在宅でのサービス利用による支援効果が認められると市町村が判断した場合に在宅利用が可能となります。

この点、本市においては利用者の希望があれば、これまでも基本的に在宅利用を認めることとしていますが、在宅での支援については「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について(第5報)」において支援事例が示されており、このような資料もご参考に、引き続き効果的な支援の提供に努めていただくことを前提としています。

なお、新たに在宅利用を希望する場合には、支給変更の手続きをお願いしておりますので、希望される方がいらっしゃる場合には、事前にお問い合わせください。

- 標記事務連絡中、(2)については、別紙の問の答にあります「市町村が認める場合」の考え方につきましては、欠席時対応加算算定時と同等の健康管理や相談支援等が行われる(要記録)場合、通常提供しているサービスと同等の報酬算定を認めることとします。

- 適用期間

この取り扱いは当面の間適用するものとし、期間の終了につきましては別途お知らせさせていただきます。(ウェブサイトへの掲載)

【参考】<https://www.city.tondabayashi.lg.jp/soshiki/23/38118.html>

以上

問い合わせ先 富田林市役所 子育て福祉部 障がい福祉課 給付係 TEL0721-25-1000 内線(194)
--